

令和5年度山梨県森林クラウドシステム構築業務に係る「公募型プロポーザル」 実施要領

次のとおり「山梨県森林クラウドシステム構築業務」を委託するにあたり、プロポーザルを実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するため、必要な事項を定める。

1 業務の目的

山梨県林政部では、平成26年度から現行の森林情報管理システム(以下「森林GIS」という)を導入し、森林法に基づく地域森林計画の樹立のための基礎資料である森林計画図簿、森林施業履歴台帳、保安林台帳、その他部局内の各種業務に係る地図データ等をデジタル化して運用・管理しているほか、市町村の運用する林地台帳との連携等の業務に活用している。一方で、県から市町村や林業事業者への森林計画図簿の提供等については、森林GISの出力物を紙媒体・電子媒体の手渡し・郵送など県職員の手作業によって行っている。また、市町村や林業事業者から県への伐採造林届や施業履歴の報告等についても、市町村や林業事業者が独自に整備・運用している業務システム等の出力物を紙媒体・電子媒体の郵送等によって行い、県職員が森林GISに手入力またはデータインポートなどを行っている。

このように、県庁内部のデジタルで効率化できている業務がある一方で、県庁内部と外部との連携などのアナログで非効率なままの業務が存在しているという課題を抱えており、こうした状況は全国的にも共通している。林野庁では、こうした状況を踏まえ、森林情報の効率的共有や高度利用を実現するため、森林クラウドシステムの普及を全国的に推進している。山梨県林政部では、令和4年度からスマート林業推進事業の一環として森林クラウドシステムの整備を開始したところである。

本業務は、山梨県内の「森林の公益的機能の強化」と「林業の成長産業化」の実現に向けた森林情報の効率的な共有化・高度化・一元化を図るツールである「山梨県森林クラウドシステム(以下「本システム」という)」の構築を行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山梨県森林クラウドシステム構築業務委託

(2) 委託期間

委託期間: 契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「山梨県森林クラウドシステム構築業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり

(4) 委託上限額

33,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模に

応じた上限額を示すためのものであることに留意すること。

3 担当部局(提出及び問い合わせ先)

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館1階

山梨県林政部 森林整備課 森林計画担当

電話番号(直通) (055)223-1644

FAX番号 (055)223-1678

E-mail shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案のスケジュール等について

(1) スケジュール

①参加資格確認申請書受付開始	令和5年8月 2日(水)
②参加資格確認申請書提出期限	令和5年8月17日(木)
③参加資格通知	令和5年8月18日(金)以降通知
④質問書受付期限	令和5年9月 1日(金)
⑤企画提案書等提出期限	令和5年9月12日(火)
⑥審査会(プレゼンテーション)の実施	令和5年9月21日(木)の予定
⑦結果通知	審査会実施日以降

(2) 様式および仕様書の配付

県ホームページに掲載する。

5 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(別紙様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 企画提案参加資格

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 「物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 山梨県(知事部局、企業局、教育委員会及びその他行政委員会)の発注する建設工事及び業務委託(出納局管理課が発注する業務を除く。)の請負に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格を持つ者。
- エ 公告の日以降に「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成26年4月1日)」や「山梨県物品購入契約に係る指名停止措置要領(平成26年2月3日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者で

ないこと。

- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続き民事再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始または民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2に掲げる暴力団またはその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- キ 国、都道府県税及び市町村税について未納のない者であること。
- ク 本業務について、十分な業務遂行能力を有している者であること。
- ケ 過去5年以内に国、都道府県または市町村でのクラウドシステムの構築または運用保守業務を受託した実績があること。
- コ 地方公共団体情報システム機構の LGWAN—ASP サービスのシステム導入実績があること。
- サ 情報セキュリティマネジメントシステムもしくはプライバシーマーク(P マーク)に準拠した個人情報管理体制とセキュリティ体制を確保している者。

(2) 参加資格確認申請書添付書類

申請書に次のものを添付すること。

- (a) 競争入札参加資格通知書(写)
競争入札に参加する者に必要な資格を申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。
- (b) 会社概要等整理表(別紙様式第2号)
既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- (c) 受託実績整理表(別紙様式第3号)
- (d) 暴力団または暴力団の構成員等でない旨の誓約書(別紙様式第4号)
- (e) 国、都道府県税及び市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (f) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)もしくはプライバシーマーク(P マーク)の取得を証する書類(写)
- (g) 地方公共団体情報システム機構の LGWAN—ASP サービスの登録を受けていることを証明する資料

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は、上記3とする。

提出は、持参または郵送(書留郵便)とするが、提出期限までに必着とすること。

(4) 提出期限

令和5年8月17日(木)午後5時必着

(5) 結果の通知

企画提案参加資格確認の結果通知は書面(郵送)により通知する。

6 質問受付

(1) 受付期間

令和5年8月2日(水)から令和5年9月1日(金)午後3時までとする。

(2) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び「仕様書」に対し質問がある場合には、質問票(別紙様式第5号)に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。

山梨県林政部 森林整備課 森林計画担当

E-Mail: shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

件名:「森林クラウドシステム構築業務委託に関する質問(貴社名)」

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問受付日の翌日から起算して3日以内に(土・日曜日および祝日を除く。)に回答する。軽微なものを除き、参加申込書を提出した全ての者に通知する(質問者は公表しない)。質問の内容が仕様書に関する重要な事項の場合は、県庁ホームページに回答に掲載する。

7 企画提案書の提出

企画提案書は以下により提出すること。

(1) 提出書類

ア) 企画提案書(様式第6号)

「9. 企画提案書の内容について」に示す内容を記載すること。

ヒアリング等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

イ) 業務従事体制確認調書(様式第7号)

ウ) 配置予定技術者(主任技術者及び照査技術者、各1名)経歴書(様式第8号、第9号)

エ) 見積書及び積算内訳書(様式第10号、積算内訳書は任意の様式とする)

様式第10号には、本業務に係る費用に加え、令和6年度以降3年間の運用保守に係る費用についても参考として記載すること。また、積算内訳書の内容は、仕様書案中の「3. 業務内容」に掲げる業務ごとの内訳が分かるように記載する。

(2) 提出部数および提出方法

様式第6号に上記の提出書類を添付したものを書面で、正本1部副本8部および電子媒体としてCD-ROMに格納し提出すること。

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は、上記3とする。

提出は、持参または郵送(書留郵便)とするが、期限までに必着とすること。

(4) 提出期限

令和5年9月12日(火)午後5時

期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(5) その他

- ・ア)については正本に提案者名を記名し、副本は記名しないこと。
- ・イ)については正本に代表者印、会社印を押印すること。
- ・提出する書類の用紙サイズはA4(やむを得ずA3版を使用する場合は片面、横折込みとする)、文字は 10.5pt 以上、上下左右に 20mm 以上の余白を設けること。

8 審査会の実施(企画提案のプレゼンテーション)

企画提案の内容に係る審査会(プレゼンテーション)を次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和5年9月21日(木)に実施を予定。

詳細な日時については、企画提案者へ電子メールにより連絡する。

(2) 会場

電子メールにより別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社45分(提案書説明30分、質疑応答10分、入退室5分を予定)

(4) その他

- ① 企画提案説明者は、業務従事体制確認調書に記載した者のうち主担当となる者が行うこと。
- ② 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーン、ケーブルを用意する。
- ③ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーションは非公開とする。

9 企画提案書の内容について

企画提案書の内容については、以下に沿って記載すること。

- a システムの概要
- b 業務の実施体制
- c システムの構成・機能
- d システムのセキュリティ対策
- e システムの運用保守体制

10 審査方法及び契約方法

- ・山梨県が設置する「山梨県森林クラウドシステム構築業務委託候補者審査委員会」(以下、委員会)において、審査する。

- ・企画提案書の審査及び企画提案に係るプレゼンテーションを行った結果、評価が最も優れている企画書を提出した事業者を委託候補者とし、契約条件を協議のうえ委託契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は契約締結を行わない。この場合、次点を新たな委託候補者として契約条件を協議のうえ委託契約を締結する。

- ・提案書及び仕様書に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において委託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除を行うことがある。

- ・審査における評価項目及び基準点は別紙「審査基準」のとおりである。

- ・審査の結果については、各提案者に通知するとともに、委託契約者名については県ホームページにおいて公表する。審査結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

なお、プロポーザル参加事業者が1社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を委託候補者として選定する。

- ・次のいずれか一つに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載をした場合

- (イ) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合

- (ウ) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積を提出したとき

- (エ) 委員会にはたらきかけがあったと発注者が判断した場合

- (オ) 契約締結までの間に「5 企画提案の参加資格」に記載する資格を喪失したとき

- (カ) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき

11 その他

- 提案のための費用負担

提案のための費用は、採否を問わず提案者の負担とする。

- 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書(別紙様式第11号)」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り

扱いはしない。

○提案書の取扱い

提出された後の提案書の再提出や差し替えは認めない。

○提案書類の返却

提出された提案書類は返却しない。

○企画提案書等に使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本円とする。

○契約書の作成の要否

要

○契約保証金

免除

○秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

○担当者の変更

企画提案書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同様以上の技術を有することを占める証を添付すること。

12 Summary

(1) Nature of the service to be procured

Construction of the Forest Cloud System for Yamanashi Prefectural Government

(2) Time limit for submission of proposal

5:00PM on September 12, 2023

(3) Bureau in charge

Forest Planning and Silviculture Division, Forestry Administration Department,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
400-8501 Japan TEL 055-223-1644